平成２１年（フ）第３３７３号
札幌市白石区平和通７丁目北８番21号　ハイツ橋場203号
債務者　澁谷　正継
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７８号
札幌市豊平区月寒東１条14丁目３番１―303号
債務者　渡邊　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９４号
札幌市東区東苗穂３条２丁目２番14号　イーストコート東苗穂110号
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３９号
札幌市豊平区中の島２条５丁目２番17号　コーポことぶき
債務者　鈴木　隆幸
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７９号
札幌市白石区北郷６条３丁目１番39号　ホワイトハイム101号
債務者　原田めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８２号
札幌市手稲区前田10条12丁目１番30号
債務者　岡田　壽夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８７号
札幌市北区新琴似８条９丁目６番２号
債務者　菅原　靖恵（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３０号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番32―705号
債務者　佐藤　信之
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４６号
札幌市豊平区美園４条５丁目４番３号　コーポ幸栄205号
債務者　坂本登志也
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５２号
北海道江別市錦町18番地の１　新Ａ２―38―18
債務者　高橋　晴夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５９号
札幌市清田区真栄２条２丁目12番23号　グランドパレス真栄105号
債務者　板倉　正和
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７６号
札幌市清田区平岡１条２丁目６番３―401号　佐久美方
債務者　長屋　朋希
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１８号
札幌市白石区本通15丁目南６番１号　白南ハイツ１番館106号
債務者　墨谷　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２４号
札幌市手稲区富丘２条４丁目16番１―101号
債務者　佐藤　敦史
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２８号
札幌市東区北７条東20丁目１番６―34号
債務者　平野留以子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４０号
札幌市西区発寒４条５丁目７番38―201号
債務者　大野　貴弘
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６０号
札幌市白石区栄通14丁目２番55―406号
債務者　西川　　瞳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６７号
札幌市北区新琴似５条９丁目７番23号　ディアプロミネンス201号
債務者　吉田　博幸
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部